

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012仙第3号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年10月14日 07時40分ごろ	
発生場所	青森県東通村尻屋岬港 尻屋岬港尻屋東防波堤灯台から真方位161° 395m付近 （概位 北緯41° 24.5′ 東経141° 26.0′）	
事故等調査の経過	平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第五十五 ^{しょうえい} 正 栄丸、749トン	
船舶番号、船舶所有者等	135520、有限会社徳島汽船	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 球状船首部に凹損 岸壁 なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、高炉ダスト約1,500tを積載し、船首約3.60m、船尾約4.00mの喫水で尻屋岬港の2号岸壁に出船左舷着けの予定で同港に入航した。</p> <p>本船は、2号岸壁に約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で接近し、船長が、同岸壁の手前で右舷錨を投錨するとともに、可変ピッチプロペラの翼角を後進約10°にしたものの行きあしが止まらず、平成23年10月14日07時40分ごろ球状船首部が同岸壁に衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3</p> <p>海象：波向 北西、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮中央期</p>	
その他の事項	<p>本船は、通常と異なる操船方法で左舷着けしようとしていた。</p> <p>本船は、通常、岸壁に接近する際、約2knの速力であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尻屋岬港において出船左舷着けの予定で2号岸壁に接近中、通常よりも前進行きあしが速かったことから、右舷錨を投じ、翼角を後進としたものの、球状船首部が同岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、尻屋岬港において出船左舷着けの予定で2号岸壁に接近中、通常よりも前進行きあしが速かったため、右舷錨を投じ、翼角を後進にしたものの、球状船首部が同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>	

	<ul style="list-style-type: none">・着岸する際は、早目に後進にかけるなどして十分に行きあしを減じること。
--	-------------------------------------------------------------------------------------